

# サステナブル調達ガイドライン

2025年11月

株式会社ジェイ・エム・エス

## サステナブル調達ガイドライン 目次

I	はじめに	1
II	サステナブル調達ガイドライン	2
	1. 法令遵守・国際規範	2
	2. 人権・労働	2
	3. 安全衛生	2
	4. 環境	3
	5. 公正取引・倫理	3
	6. 品質・安全性	4
	7. 情報セキュリティ	4
	8. 事業継続計画・安定供給	4

## I はじめに

私たちは、企業規模に関係なく「サプライヤーは共に成長していくパートナー」と捉えております。サプライヤーの皆様とのパートナーシップをより強固なものとし持続的な企業の成長を支えるとともに、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現のため、サステナブル調達ガイドラインを制定しました。

サプライヤーの皆様との取引にあたっては、サステナブル調達ガイドラインをご理解いただくことを取引可否の判断基準の一つとして設定いたしますので、サステナブル調達ガイドラインに定める事項の順守をお願いいたします。

また、サステナブル調達ガイドラインへの取り組み状況をモニタリングする為、アンケートを実施させていただき、調査の結果、課題のあるサプライヤーについては改善を依頼させていただくこともございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## II サステナブル調達ガイドライン

### 1. 法令遵守・国際規範

- ・ サプライヤーの皆様には、自国および事業を行う国／地域に適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重するようお願いいたします。

### 2. 人権・労働

- ・ サプライヤーの皆様には、強制、拘束、非人道的な囚人労働、人身売買によって得られた労働力を用いないようお願いいたします。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守るようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせないようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させず、労働者の労働時間・休日を適切に管理するようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、労働者に支払われる報酬に適用されるすべての法規制を遵守するようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を防止するようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、差別およびハラスメントを行わないようお願いいたします。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮するようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重するようお願いいたします。

### 3. 安全衛生

- ・ サプライヤーの皆様には、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保するようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順を作成し、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行うようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じるようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、職場において有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行うようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理するようお願いいたします。
- ・ サプライヤーの皆様には、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがな

いか評価し、適切な安全対策を実施するようお願いします。

- ・ サプライヤーの皆様には、労働者に提供される施設（トイレなど）の安全衛生を適切に確保するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を提供するようお願いします。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、全ての従業員に対し適切な健康管理を行うようお願いします。

#### 4. 環 境

- ・ サプライヤーの皆様には、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組むようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、関連する法規制を遵守し、大気、水、土壌への有害物質排出を削減するための適切な対策を実施するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生の削減に取り組むようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質の特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるように管理するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される全ての法規制および顧客要求を遵守するようお願いします。

#### 5. 公正取引・倫理

- ・ サプライヤーの皆様には、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行わないようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しないようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、適用される法規制や業界の慣例に従い、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務情報、業績に関わる情報を開示するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は知的財産が守られた形で行うようお願いします。また、顧客などの第三者の知的財産も保護するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、公正な事業、競争、広告を行うようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、通報に係る情報に関する機密性、ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除するようお願いします。

- ・ サプライヤーの皆様には、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施するようお願いします。

## 6. 品質・安全性

- ・ サプライヤーの皆様には、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たすようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、製品・サービスの品質に関して適用されるすべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供するようお願いします。

## 7. 情報セキュリティ

- ・ サプライヤーの皆様には、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護するようお願いします。

## 8. 事業継続計画・安定供給

- ・ サプライヤーの皆様には、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすためにいち早く生産活動を再開できるように準備するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、生産環境や生産設備の故障などにより安定供給体制が脅かされることがないように、適切な保守体制を構築するようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、本サステナブル調達ガイドラインに記載された事項を仕入先にも共有し、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでいただきますようお願いします。
- ・ サプライヤーの皆様には、やむを得ない理由により供給停止となる恐れが発生した場合、速やかにJMSまで報告いただきますようお願いします。